

家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

福 井 県

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）に基づく管理基準はすべての適用対象農家において遵守される状況となっておりますが、近年、畜産経営の大規模化、地域的偏在が進展した結果、生産した堆肥を経営内で、または地域内でいかに有効に活用していくかが新たな課題となっております。

このため、県、市町、農業関係団体、畜産農家、耕種農家等の関係者は一体となって、次に掲げる事項に留意し、平成 37 年度を目標年度として、家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組を計画的に推進するものとします。

第 1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

1 畜産の現状

本県の畜産の生産規模は、近年、畜産農家の高齢化に伴う後継者不足や飼料価格の高騰化等により減少傾向が続き、平成 26 年度で、乳用牛 1,200 頭（平成 16 年度比：55%）、肉用牛 2,773 頭（同比：60%）、養豚 4,107 頭（同比：78%）、採卵鶏 697 千羽（同比：126%）、肉用鶏 292 千羽（同比：46%）と採卵鶏を除いた畜種では大きく減少しています。

一方、平成 25 年度の畜産の粗生産額については、43 億円（各畜種合計）で本県農業全体の 10.2% を占めており、農業の基幹部門の一つとなっております。

このような生産状況のなかで、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進に努め、畜産環境保全に関する施策を関係者が一体となって推進してきた結果、法に基づく管理基準は全ての適用対象農家において遵守されている状況となっております。

2 家畜排せつ物の利用の現状と課題

本県における年間の家畜排せつ物発生量は、平成 26 年度現在で、約 100 千 t と推定されますが、このうち、堆肥化し、農地への還元利用に仕向けられているのが約 93 千 t（約 93%）と推定されており、ほとんど利用されています。

しかし、地域別に見ると、耕種農家の高齢化等により良質な堆肥の利用が十分に進んでいなかったり、堆肥の特性を活かした有効利用がされていなかったりといった課題を抱えており、今後は、こうした地域別の課題に適切に対応していく必要があります。また、牧草地や飼料用米生産圃場に堆肥を還元するなど資源の循環を推進し、環境調和型農業のさらなる拡大に努めます。全国的には、家畜排せつ物が過剰に発生している地域等においてはエネルギー利用が推進されています。本県においては、ほぼ全量が堆肥化されており、新たなエネルギー利用を推進する状況ではありませんが、今後需要量を超えて過剰に発生した場合は、広域流通の促進を基本としつつ、必要に応じてエネルギー利用についても検討を行うものとします。

3 基本的な対応方向

(1) 家畜排せつ物の堆肥化の推進

家畜排せつ物については、地力増進、地域内の資源循環の点からも堆肥化し農地還元する

ことを基本とします。従来から利用されている園芸ハウスや特別栽培米生産圃場の土づくり・基肥としての施用、畜産農家による牧草地への還元に加え、飼料用米等の生産拡大を通じ、耕種農家等による地域内での利用を推進します。

また、全県的に住宅地が郊外へ拡大してきたことなどにより、畜舎や堆肥施設と住宅の混住が進んでいるところがあり、地域住民からの苦情は大きく増加はしていませんが、毎年報告されています。

(2) 畜産環境問題への対応

家畜排せつ物の管理を含め畜産環境に関する苦情は、一般住宅地が郊外に広がってきたことによる混住地域での発生も多くなっており、畜産経営を維持していくにあたっては、家畜排せつ物の堆肥の利用を進める際に、生産関係団体の指導により適正な家畜の飼養管理や施設管理の徹底を図り、施設の密閉性や堆肥生産の効率性を高めることについては、環境部局や市町との連携により、畜産環境問題の解決に努めるものとします。

4 対応の具体的方策

ア 福井地域

本地域においては、畜舎や堆肥施設は比較的住宅地に近いところがあるため、水質汚濁や悪臭の発生を抑えながら地域住民の居住環境の保全を図ることが必要です。その一方で、軟弱野菜を中心としたハウス栽培に堆肥を積極的に活用するなど、堆肥利用については関心の高い地域であり、飼料イネの取組による耕畜連携も図られています。

このため、今後とも、それぞれの地域で地域環境の保全に配慮した良質な堆肥を安定的に供給できるよう生産体制を構築し、耕畜連携の取組みを推進するものとします。

イ 坂井地域

本地域においては、本県の家畜飼養密度の最も高い地域で畜産農家の飼料畑保有面積も大きく、また、県下最大の水田・畑作地帯でもあり、地域内の農地でほぼすべての堆肥は利用されています。

このため、今後とも、それぞれの地域で良質堆肥化と堆肥利用の推進を中心として地域全体で取組みを推進するものとします。

ウ 奥越地域

本地域においては、乳用牛を中心に公共事業による共同堆肥センターが整備されており、水稲や園芸において、付加価値の高い安全安心な農産物作りによる持続性の高い農業経営の発展や有利販売の展開に向け、土づくりの意識が高まっており、堆肥の利用の一層の増加が見込まれます。また、飼料イネの取組による耕畜連携の取組の推進も図られています。

このため、今後とも、それぞれの地域で地域環境の保全に配慮した良質な堆肥を安定的に供給できるようペレット化施設の整備などの能力増強を含めた生産・供給体制を再構築し、耕畜連携の取組みを推進するものとします。

エ 丹南地域

本地域においては、肉用鶏を除く各畜種が広く点在していますが、特別栽培農産物の生産が盛んな地域であり、堆肥の利用は、積極的に行われています。

今後ともそれぞれの地域で既存の堆肥施設や畜産農家にある堆肥舎を活用し、良質堆肥の生産に努めることはもとより、耕畜連携を強化し、環境調和型農業を推進するものとします。

オ 二州地域

本地域においては、乳牛を中心に家畜飼養頭羽数の多い地域で、広域堆肥センターを中心に生産した堆肥を水田、畑地、果樹園等に全量施用し土作り、安全安心な農産物生産に積極的に利用しています。このため、今後ともそれぞれの地域で良質堆肥の生産と堆肥利用の推進を中心に地域全体で取組みを推進するものとします。

カ 若狭地域

本地域においては、肉用牛経営を中心に広く畜産農家が点在し、比較的規模の小さい個人経営も多いことから、今後は、それぞれの地域で良質堆肥化と堆肥利用の推進を中心として地域全体で取組みを推進するものとします。

第2 処理高度化施設の整備に関する目標について

1 本県における施設整備の現状と基本的考え方

本県においては、これまで、関係者が一体となって畜産環境保全に関する施策を推進してきた結果、処理高度化施設については、必要とされる施設数がおおむね充足される状況となっています。

このため、処理高度化施設の整備に関する目標については、平成37年度を目標年度として、地域における家畜排せつ物の需給状況、整備された施設の稼働状況、社会・居住環境等を踏まえて、処理の集約化や処理機能の高度化を図ることを基本とし、攪拌・通気装置を備えた堆肥化施設等の施設を主体として汚水対策施設の整備等を設定するものとします。また、処理高度化施設の整備に当たっては、当該施設の整備が効率的で低コストなものとなるよう努めるものとします。

平成37年度の年間家畜排せつ物発生量は以下の表のとおりであり、地域内での堆肥の有効活用を図るため、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組みも活用しつつ、主導的に推進します。

区分	家畜排せつ物発生量	堆肥化割合	農用地還元向け	浄化处理向け
乳用牛	23,630 t	100%	100%	0%
肉用牛	27,930 t	100%	100%	0%
豚	9,858 t	100%	95%	5%
鶏	35,090 t	100%	100%	0%

2 目標設定に当たり留意すべき事項

(1) 堆肥の利用拡大

堆肥化施設で生産する堆肥の利用先を確保するため、畜産農家は、自給飼料生産における堆肥の利用拡大に努めるとともに、地域内での耕畜連携の推進および近隣市町の耕種農家の情報収集により広域流通をめざすなどに取り組む必要があります。また、堆肥利用を促進する観点からは、

堆肥化施設の整備と併せて、取扱性や流通のしやすさの向上に資する成形圧縮機・袋詰め装置、散布作業の効率化につながるマニユアスプレッダー等の機械の導入を検討していきます。

(2) 畜産環境対策の推進

臭気や水質に係る環境規制の強化、混住化の進展等による周辺住民の苦情の深刻化に対応するため、処理高度化施設整備の場合には専門家等の助言を受け、周辺住民との関係においては、処理施設の整備状況、整備に係る負担、臭気や排水に対する硝酸性窒素等の低減効果に加えて、畜産産業の意義等を理解してもらうことが重要です。

施設整備に当たって臭気対策としては、臭気が発生する堆肥舎、畜舎等の場所ごとに、脱臭装置等の整備を検討し、あわせて堆肥に散布する消臭資材の利用、家畜に摂取させる資材の利用等の臭気の低減対策を進めます。

污水対策としては、活性汚泥浄化処理等を行う污水处理施設の整備及びその適切な管理を検討します。

現在、畜産業から発生する污水には硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（700mg/L）が適用されているものの、将来的には一般排水基準（100mg/L）が適用される可能性も念頭に置いて対応します。また、臭気や污水等強化される環境規制について、環境部局等の関係者が連携し、適正な家畜の飼養管理や施設管理が図られるよう指導を行います。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する事項

1 情報提供および指導に係る体制の整備

本県における家畜排せつ物の利用に関しては、

- ① 耕種部門の農業者のニーズに即した堆肥の生産が十分になされていない
- ② 污水や悪臭について、強化されてきた環境規制や苦情への対応に苦慮している

といった課題があります。

堆肥需要者のニーズ（土壌改良効果、肥料効果、腐熟度、価格、取扱性等）に応え、畜産環境に対する苦情等に対応するため、①堆肥生産者は、こうしたニーズを的確に把握し、これに即して堆肥を生産し、供給するよう努めるとともに、②県、市町、農業関係団体等は、畜産クラスターの仕組みも活用しつつ必要な情報の提供等を行うよう努めるものとします。

2 指導体制の整備

新たな技術情報が速やかに生産現場に普及されるためには、技術の普及に関して一定の役割を担っている人、例えば、普及指導員、営農指導員、地域内の畜産農家等の資質を向上させることが重要です。

このため、県域および地域のそれぞれの段階において、これらの関係者を対象とした、家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進についての技術研修会、現地実証試験等の実施に努めるものとします。また、堆肥の利用方法等について耕種部門の関係者が正しく理解することが重要であることから、技術研修会等を開催するに当たっては、これらの人も対象とするよう努めるものとします。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する必要事項

1 消費者等の理解の醸成

本県畜産業の健全な発展を図るためには、畜産業に対する消費者や地域住民の理解を深めることが重要です。

このため、県および市町、農業関係団体等は、

- ① 関係者が一体となって畜産環境対策に取り組んでいること
- ② 家畜排せつ物の利用促進が資源循環型社会の構築に一定の役割を果たしていること

等について、消費者や地域住民に対する普及・啓発に努めるものとします。

また、関係者は、食育の取組の一環として、

- ① 酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習
- ② 堆肥を使って栽培した地場農産物のPR活動や食育活動でのPR

等を積極的に推進し、畜産物が生産される過程等について消費者や地域住民が実地に理解を深められるよう努めるものとします。

2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫の観点からも堆肥化を適切に行うための対策を講じる必要があります。家畜排せつ物および堆肥の運搬にあたっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートを検討等に努めるものとします。

[平成28年3月31日]